

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-203474

(P2013-203474A)

(43) 公開日 平成25年10月7日(2013.10.7)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
B 6 5 D 1/22 (2006.01)	B 6 5 D 1/22	3 E 0 3 3
B 6 5 D 77/20 (2006.01)	B 6 5 D 77/20	D 3 E 0 6 7

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2012-77733 (P2012-77733)
 (22) 出願日 平成24年3月29日 (2012. 3. 29)

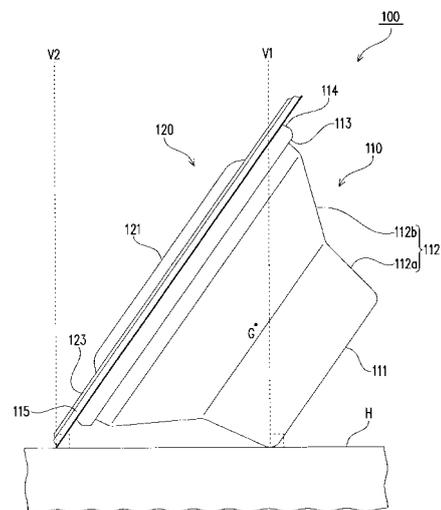
(71) 出願人 000158943
 株式会社積水技研
 兵庫県伊丹市鴻池1丁目11番5号
 (71) 出願人 000002440
 積水化成品工業株式会社
 大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号
 (74) 代理人 100074332
 弁理士 藤本 昇
 (74) 代理人 100114432
 弁理士 中谷 寛昭
 (72) 発明者 小川 ゆか子
 兵庫県尼崎市猪名寺3丁目5番13号 株
 式会社積水技研内
 Fターム(参考) 3E033 AA10 BA13 DA02 DA08 FA01
 FA04 GA02 GA03
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 食品用容器

(57) 【要約】

【課題】 縦置きが可能な食品用容器を提供する。

【解決手段】 食品用容器100は、内部に食品を収容するための食品用容器であって、内部に食品を収容するための開口部と、開口部の周縁に立設された被嵌合部と、被嵌合部の上端から外周側に延在するフランジ部115とを含む容器本体110と、容器本体110の被嵌合部と内嵌合する嵌合部を含み、容器本体110に取り付けることが可能であり、容器本体110の開口部を覆う透明の蓋体120とを備え、蓋体120を容器本体110に取り付けた状態で、容器本体110の底部111の一部と容器本体110のフランジ部115の一部とが接触するように水平面Hに載置したときに、底部111の一部の鉛直方向V1と、フランジ部115の一部の鉛直方向V2との間に、食品用容器100の重心Gが位置する。



【選択図】 図3

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

内部に食品を収容するための食品用容器であって、

内部に食品を収容するための開口部と、前記開口部の周縁に立設された被嵌合部と、前記被嵌合部の上端から外周側に延在するフランジ部とを含む容器本体と、

前記容器本体の前記被嵌合部と内嵌合する嵌合部を含み、前記容器本体に取り付けることが可能であり、前記容器本体の前記開口部を覆う透明の蓋体とを備え、

前記蓋体を前記容器本体に取り付けた状態で、前記容器本体の底部の一部と前記容器本体の前記フランジ部の一部とが接触するように水平面に載置したときに、前記底部の一部の鉛直方向と、前記フランジ部の一部の鉛直方向との間に、前記食品用容器の重心が位置する、食品用容器。

10

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、内部に食品を収容するための食品用容器に関する。

【背景技術】**【0002】**

食品用容器は、内部に収容した食品の液汁が漏れ出ること防止するために、容器本体に蓋体を内嵌合するように構成されている（例えば特許文献1）。この特許文献1には、図7に示すように、容器本体の被嵌合部の外側に位置する水平フランジ部の一部に、つまみ収納部を形成するとともに、このつまみ収納部に、下方に膨出する可変形収納部を形成し、蓋体の嵌合部の外側の一部に、容器本体側のつまみ収納部内に収納させるつまみ部を形成したことが開示されている。

20

【先行技術文献】**【特許文献】****【0003】**

【特許文献1】特開2011-178412号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

30

食品用容器に食品を収容した商品の視認性を高めるために、食品用容器を縦置きすることが要望されている。しかしながら、図7に示す上記特許文献1の容器は、縦置きすることが構造上不可能である。

【0005】

本発明は、上記問題点に鑑み、縦置きが可能な食品用容器を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】**【0006】**

本発明の食品用容器は、内部に食品を収容するための食品用容器であって、内部に食品を収容するための開口部と、該開口部の周縁に立設された被嵌合部と、該被嵌合部の上端から外周側に延在するフランジ部とを含む容器本体と、該容器本体の該被嵌合部と内嵌合する嵌合部を含み、該容器本体に取り付けることが可能であり、該容器本体の該開口部を覆う透明の蓋体とを備え、該蓋体を該容器本体に取り付けた状態で、該容器本体の底部の一部と該容器本体の該フランジ部の一部とが接触するように水平面に載置したときに、該底部の一部の鉛直方向と、該フランジ部の一部の鉛直方向との間に、食品用容器の重心が位置する。

40

【0007】

本発明の食品用容器によれば、容器本体の底部の一部と容器本体のフランジ部の一部とが水平面に接触するように食品用容器を載置したときに、水平面に接する底部の一部の鉛直方向と水平面に接するフランジ部の一部の鉛直方向との間に、食品用容器の重心が位置

50

する。これにより、水平面において、底部の一部とフランジ部の一部とで、食品用容器を支えることができるので、食品用容器を縦置きすることが可能となる。

【発明の効果】

【0008】

以上説明したように、本発明は、縦置きが可能な食品用容器を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明の実施形態1における食品用容器を構成する容器本体を概略的に示す斜視図である。

【図2】本発明の実施形態1における食品用容器を構成する蓋体を概略的に示す斜視図である。

【図3】本発明の実施形態1における食品用容器を縦置きした状態を概略的に示す側面図である。

【図4】本発明の実施形態2における食品用容器を構成する容器本体を概略的に示す斜視図である。

【図5】本発明の実施形態2における食品用容器を構成する蓋体を概略的に示す斜視図である。

【図6】本発明の実施形態2における食品用容器を縦置きした状態を概略的に示す側面図である。

【図7】特許文献1の容器を示す平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、図面に基づいて本発明の実施の形態を説明する。なお、以下の図面において同一または相当する部分には同一の参照符号を付し、その説明は繰り返さない。

【0011】

また、本明細書において、水平方向とは、底部111の延びる方向であり、鉛直方向とは、水平方向と垂直の方向である。つまり、容器本体110の底部111の略全面が接触するように水平面に載置したときに、水平面と平行な方向を水平方向と言い、水平面に垂直の方向を鉛直方向と言う。具体的には、図1～図6において、上下方向が鉛直方向であり、左右方向が水平方向である。

【0012】

また、本明細書において、上とは、容器本体110の底部111の略全面が接触するように、容器本体110に蓋体120を取り付けた食品用容器100を水平面に載置したときに、底部111から蓋体120に向けての方向であり、その逆方向が下である。具体的には、図1、図2、図4、及び図5においては、上及び下は対応している。

【0013】

(実施の形態1)

図1～図3を参照して、本発明の一実施の形態における食品用容器100について説明する。

【0014】

図1～図3に示すように、食品用容器100は、内部に食品を収容するためのものであって、容器本体110と、この容器本体110に取り付けることが可能な蓋体120とを備えている。

【0015】

容器本体110は、底部111と、側壁112と、水平面113と、被嵌合部114と、フランジ部115とを含む。

【0016】

底部111の平面形状は矩形であり、本実施の形態では正方形である。

側壁112は、この底部111の4辺から上方に立設されている。本実施の形態では、側壁112は、底部111から垂直に立設された側壁部112aと、この側壁部112a

10

20

30

40

50

の上端から上方に向けて開口部が大きくなるようにテーパ状に立設された側壁部 1 1 2 b とを有する。

底部 1 1 1 及び側壁 1 1 2 の一部または全部には、リブが形成されていてもよい。

【0017】

側壁 1 1 2 の上端（本実施の形態では側壁部 1 1 2 b の上端縁）から外周側に延在するように、水平面 1 1 3 が形成されている。なお、水平面は省略されてもよい。

【0018】

底部 1 1 1 と側壁 1 1 2 と水平面 1 1 3 とで囲まれる空間は、容器本体 1 1 0 の開口部を構成し、食品を収容するための空間である。

【0019】

被嵌合部 1 1 4 は、水平面 1 1 3 の外周縁、つまり開口部の周縁から上方に立設されている。被嵌合部 1 1 4 は、鉛直方向に沿って延びるように形成されていてもよく、鉛直方向から所定角度傾斜した方向に沿って延びるように形成されていてもよく、複数の方向に延びるように形成されていてもよい。

【0020】

フランジ部 1 1 5 は、被嵌合部 1 1 4 の上端から外周側に延在する。言い換えると、フランジ部 1 1 5 は、被嵌合部 1 1 4 の上端から外部に向けて突出した鍔部である。フランジ部 1 1 5 は、略水平方向に沿って延在している。フランジ部 1 1 5 は、平坦な面であってもよく、段差が形成されていてもよい。フランジ部 1 1 5 の外周縁は矩形であり、本実施の形態では略正方形である。

【0021】

蓋体 1 2 0 は、容器本体 1 1 0 に取り付けることが可能である。蓋体 1 2 0 は、容器本体 1 1 0 と分離可能であってもよく、容器本体 1 1 0 の一部と接合されていてもよい。

【0022】

蓋体 1 2 0 は、透明であり、頂部 1 2 1 と、嵌合部 1 2 2 と、フランジ部 1 2 3 とを含む。

【0023】

頂部 1 2 1 は、容器本体 1 1 0 の開口部を覆い、中央部に位置するとともに上方に突出した天井部 1 2 1 a と、天井部 1 2 1 a から下方に向けて開口部が大きくなるようにテーパ状に立設された側壁 1 2 1 b と、側壁 1 2 1 b の下端から水平方向に延在する水平面 1 2 1 c とを有する。

なお、水平面 1 2 1 c は省略されてもよい。また、天井部 1 2 1 a は、平坦面であってもよく、突起などが形成された凹凸面であってもよい。また、側壁 1 2 1 b は、天井部 1 2 1 a から下方に向けて垂直に立設されてもよい。

【0024】

嵌合部 1 2 2 は、容器本体 1 1 0 の被嵌合部 1 1 4 と内嵌合する。嵌合部 1 2 2 は、頂部 1 2 1 の周縁（本実施の形態では水平面 1 2 1 c の外周縁）から、上方に立設されている。嵌合部 1 2 2 は、鉛直方向に沿って延びるように形成されていてもよく、鉛直方向から所定角度傾斜した方向に沿って延びるように形成されていてもよく、複数の方向に延びるように形成されていてもよい。

【0025】

嵌合部 1 2 2 の外表面は、内部に収容した食品の液汁が漏れ出ることを防止する程度に、容器本体 1 1 0 の被嵌合部 1 1 4 の内表面を接触及び押圧するように構成されている。蓋体 1 2 0 は、容器本体 1 1 0 の被嵌合部 1 1 4 に内嵌合され、容器本体 1 1 0 と蓋体 1 2 0 との密着性を高めている。

【0026】

フランジ部 1 2 3 は、嵌合部 1 2 2 の上端から外周側に延在する。言い換えると、フランジ部 1 2 3 は、嵌合部 1 2 2 の上端から外部に向けて突出した鍔部である。フランジ部 1 2 3 は、略水平方向に沿って延在している。フランジ部 1 2 3 は、平坦な面であってもよく、段差が形成されていてもよい。フランジ部 1 2 3 の外周縁は矩形であり、本実施の

10

20

30

40

50

形態では略正方形である。フランジ部 1 2 3 の 4 隅の角には、容器本体 1 1 0 から蓋体 1 2 0 を取り外す際に用いられる把持部 1 2 3 a が形成されている。

【 0 0 2 7 】

蓋体 1 2 0 を容器本体 1 1 0 に取り付けた状態の食品用容器 1 0 0 を上方から見ると、容器本体 1 1 0 のフランジ部 1 1 5 の外周縁は、蓋体 1 2 0 のフランジ部 1 2 3 の外周縁を含む。

【 0 0 2 8 】

図 3 に示すように、蓋体 1 2 0 を容器本体 1 1 0 に取り付けた状態で、容器本体 1 1 0 の底部 1 1 1 の一部（本実施の形態では正方形の一辺）と容器本体 1 1 0 のフランジ部 1 1 5 の一部（本実施の形態では正方形の一辺）とが接触するように食品用容器 1 0 0 を水平面 H に載置したときに、底部 1 1 1 の一部の鉛直方向 V 1 と、フランジ部 1 1 5 の一部の鉛直方向 V 2 との間に、食品用容器 1 0 0 の重心 G が位置する。つまり、容器本体 1 1 0 と蓋体 1 2 0 とが内嵌合で取り付けられた食品用容器 1 0 0 の重心 G は、水平面 H と接する底部 1 1 1 から、水平面 H に対して垂直（鉛直方向）に延びる線分と、水平面 H と接するフランジ部 1 1 5 から、水平面 H に対して垂直（鉛直方向）に延びる線分との間に位置する。

10

【 0 0 2 9 】

上述した食品用容器 1 0 0 は、例えば熱可塑性樹脂シートを用いて成形される。熱可塑性樹脂シートは、特に限定されず、一般的な食品用容器の原材料として用いられているものを採用することができ、例えば、低密度ポリエチレン樹脂、高密度ポリエチレン樹脂といったポリエチレン系樹脂、ホモポリプロピレン樹脂、エチレン - プロピレンランダム共重合体（ランダムポリプロピレン）樹脂、エチレン - プロピレンブロック共重合体（ブロックポリプロピレン）樹脂などのポリプロピレン系樹脂、ポリエチレンテレフタレート樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂などのポリエステル系樹脂、ホモポリスチレン（汎用ポリスチレン）樹脂、スチレン - メチルスチレン共重合体樹脂、スチレン - エチルスチレン共重合体樹脂、スチレン - ブチルスチレン共重合体樹脂、スチレン - ブタジエンブロック共重合体樹脂、スチレン - イソプレネブロック共重合体樹脂などのポリスチレン系樹脂などからなる樹脂シートを採用することができる。

20

【 0 0 3 0 】

なお、食品用容器 1 0 0 を成形する材料として用いられる熱可塑性樹脂シートは、上記例示の内の単一種類の樹脂によって構成されていてもよく、複数種類の樹脂によって構成されていてもよい。また、熱可塑性樹脂シートとしては、熱成形が可能なものであれば、単層構造であってもよく、積層構造であってもよい。

30

【 0 0 3 1 】

このような熱可塑性樹脂シートを用いて食品用容器 1 0 0 を製造する方法としては、例えば、真空成形、圧空成形、真空圧空成形、プレス成形等の従来一般に実施されている熱可塑性樹脂シートを用いた熱成形と同様の方法を採用することができる。

【 0 0 3 2 】

以上説明したように、本実施の形態における食品用容器 1 0 0 は、内部に食品を収容するための食品用容器であって、内部に食品を収容するための開口部と、開口部の周縁に立設された被嵌合部 1 1 4 と、被嵌合部 1 1 4 の上端から外周側に延在するフランジ部 1 1 5 とを含む容器本体 1 1 0 と、容器本体 1 1 0 の被嵌合部 1 1 4 と内嵌合する嵌合部 1 2 2 を含み、容器本体 1 1 0 に取り付けることが可能であり、容器本体 1 1 0 の開口部を覆う透明の蓋体 1 2 0 とを備え、蓋体 1 2 0 を容器本体 1 1 0 に取り付けた状態で、容器本体 1 1 0 の底部 1 1 1 の一部と容器本体 1 1 0 のフランジ部 1 1 5 の一部とが接触するように水平面 H に載置したときに、底部 1 1 1 の一部の鉛直方向 V 1 と、フランジ部 1 1 5 の一部の鉛直方向 V 2 との間に、食品用容器 1 0 0 の重心 G が位置する。

40

【 0 0 3 3 】

本実施の形態における食品用容器 1 0 0 によれば、容器本体 1 1 0 の底部 1 1 1 の一部と容器本体 1 1 0 のフランジ部 1 1 5 の一部とが水平面 H に接触するように食品用容器 1

50

00を載置したときに、水平面Hに接する底部111の一部の鉛直方向V1と、水平面Hに接するフランジ部115の一部の鉛直方向V2との間に、食品用容器100の重心Gが位置する。これにより、載置面である水平面Hにおいて、底部111の一部とフランジ部115の一部とで、容器本体110を支えることができるので、食品用容器100を縦置きすることが可能となる。例えば上記特許文献1の容器を、底部の一部とフランジ部の一部とが接触するように水平面Hに載置すると、水平面Hに接触している底部の一部の鉛直方向よりも後方（フランジ部の位置と反対側）に容器の重心が位置するので、容器は後方に倒れる。このため、食品用容器に食品を収容した状態で販売等のために展示する場合、上記特許文献1では容器本体の底部の略全面を水平面に載置する（横置きする）必要があったが、本実施の形態の食品用容器100は、縦置きをしても、前後に倒れることなく保持される。また、容器本体110と蓋体120とは内嵌合により取り付けられるので、食品用容器100を縦置きしても、内部に収容した食品の液汁が漏れ出ることを防止できる。このように、本実施の形態の食品用容器100は縦置きが可能であり、かつ蓋体120が透明であるので、容器本体110の内部に収容した食品が外部から視認できるため、食品用容器100に食品を収容した商品の視認性を高めることができる。したがって、販売等のために展示される際に、購買意欲を高めることができる食品用容器100を実現できる。

10

【0034】

（実施の形態2）

図4～図6を参照して、本実施の形態における食品用容器200を説明する。本実施の形態における食品用容器200は、蓋体120を容器本体110に取り付けた状態で、容器本体110の底部111の一部と容器本体110のフランジ部115の一部とが接触するように水平面Hに食品用容器200を載置したときに、底部111の一部の鉛直方向V1と、フランジ部115の一部の鉛直方向V2との間に、食品用容器200の重心Gが位置する点において、実施の形態1の食品用容器100と同様である。

20

【0035】

図4に示すように、本実施の形態における容器本体110において、底部111の平面形状は、略楕円形である。側壁112には、把持しやすくするために、波状、すなわち、凹部と凸部が繰り返し形成されているが、この形状に特に限定されず、平坦面であってもよい。フランジ部115の外周縁は、楕円形であり、互いに平行な2つの直線部と、この2つの直線部の端部同士を結ぶ円弧状の曲線部とを有する。

30

【0036】

図5に示すように、本実施の形態における蓋体120において、フランジ部123の外周縁は略楕円形であり、互いに平行な2つの直線部と、この2つの直線部の端部同士を結ぶ円弧状の曲線部とを有する。2つの曲線部には、把持部123aがそれぞれ形成されている。蓋体120を容器本体110に取り付けた状態の食品用容器100を上方から見ると、容器本体110のフランジ部115の外周縁は、蓋体120のフランジ部123の把持部123aを除いた外周縁を含む。つまり、蓋体120を容器本体110に取り付けた状態の食品用容器100を上方から見ると、容器本体110のフランジ部115の直線部の外周縁は、蓋体120のフランジ部123の直線部の外周縁を含む。

40

【0037】

図6に示すように、蓋体120を容器本体110に取り付けた状態で、容器本体110の底部111の一部（本実施の形態では楕円形の一方の直線部）と容器本体110のフランジ部115の一部（本実施の形態では楕円形の一方の直線部）とが接触するように水平面Hに載置したときに、水平面Hに接触している底部111の一部から、水平面Hに垂直な方向、すなわち鉛直方向V1と、水平面Hに接触しているフランジ部115の一部から、水平面Hに垂直な方向、すなわち鉛直方向V2との間に、食品用容器200の重心Gが位置する。

【0038】

本実施の形態のように、食品用容器200が丸みを帯びた形状であっても、重心Gが上

50

記の位置にあるので、食品用容器 200 を縦置きすることができる。したがって、内部に収容する食品の種類に応じて、適宜形状を選択することができる。

【0039】

以上のように本発明の実施の形態について説明を行なったが、各実施の形態の特徴を適宜組み合わせることも当初から予定している。また、今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した実施の形態ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味及び範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

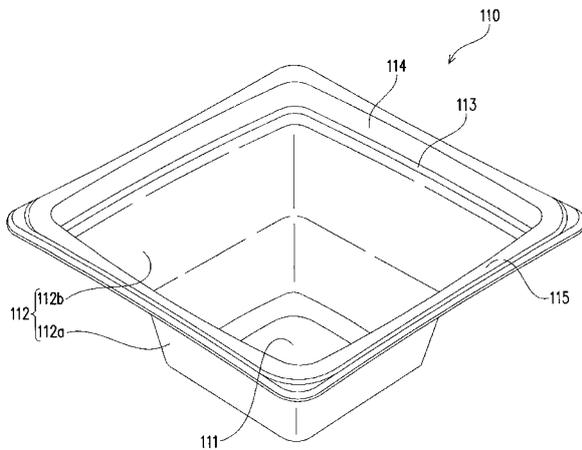
【符号の説明】

【0040】

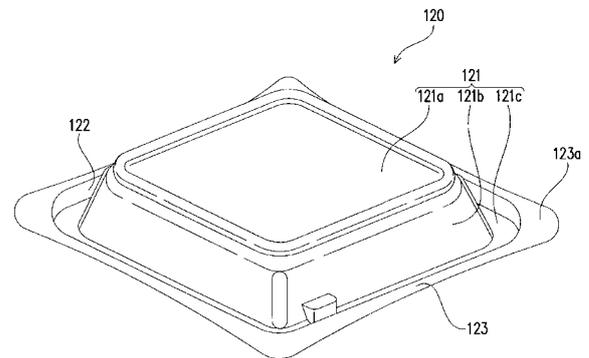
100, 200 食品用容器、110 容器本体、111 底部、112 側壁、112a, 112b 側壁部、113 水平面、114 被嵌合部、115 フランジ部、120 蓋体、121 頂部、121a 天井部、121b 側壁、121c 水平面、122 嵌合部、123 フランジ部、123a 把持部、V1, V2 鉛直方向、G 重心、H 水平面。

10

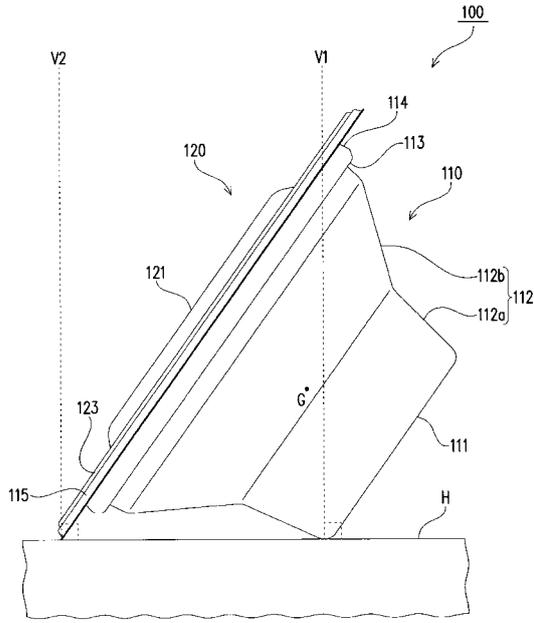
【図1】



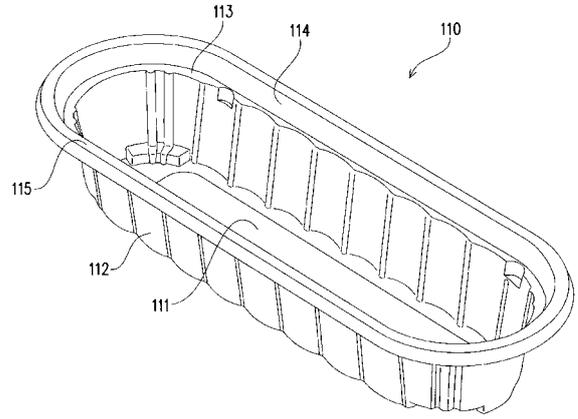
【図2】



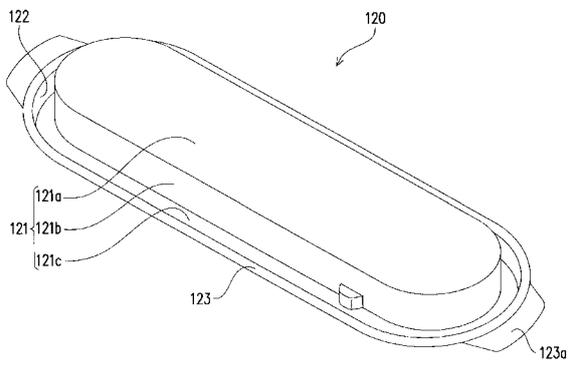
【 図 3 】



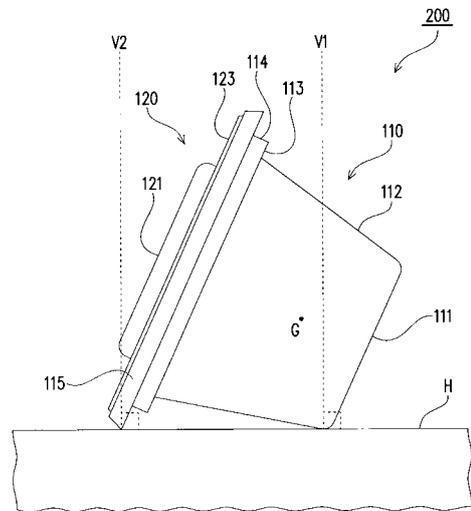
【 図 4 】



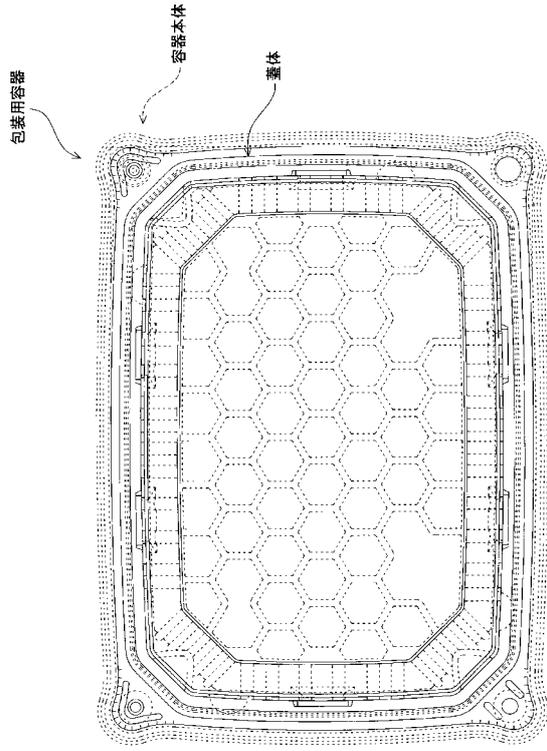
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 3E067 AA03 AA11 AB01 BA07A BA10A BA17A BB14A BC02A BC03A EA18
EA32 EB27 FA01 FC01